

(2010.5.19 教養学部 18 号館ホール)

学術俯瞰講義「発明と法」レジュメ

法学部教授（知的財産法）・大淵哲也

* 「発明と法」について学ぶ意義

1 「発明と法」－発明についての法的保護

* 発明についての法的保護についての2つのルート

①特許出願を通じての特許権取得による法的保護

②特許出願をせずに、(ノウハウ秘匿による) 営業秘密としての法的保護

(1) 特許法上の法的保護

(2) 不正競争防止法上の営業秘密としての保護

(なお、コンピュータ・プログラムについては、著作権法上の保護もあり)

2 知的財産と知的財産法

無体物（情報）－知的財産（発明、著作物、商標等）－知的財産権（特許権、著作権、商標権等）－知的財産法

有体物－所有権－民法

無体物（情報）－非排他性

有体物－排他性

知的財産法＝知的財産権法＋不正競争防止法

3 特許法上の法的保護

(1) 特許要件

発明性（2条1項）－自然法則の利用－ソフトウェア、ビジネス方法、生物関連
産業上利用可能性（29条1項柱書）－医療行為
新規性（29条1項）、進歩性（29条2項）、（先願（39条））
－先願主義（米国以外）←→先発明主義（米国）

記載要件（手続的）（36条）

(2) 手続面と機構面

・手続面

（行政・行政訴訟ルート－特許権の発生、変更、消滅について）出願－審査－審判－審決取消訴訟

（特許権についての民事訴訟ルート）（特許権）侵害訴訟

・国家機関

特許庁（審査、審判（準司法的））と裁判所（審決取消訴訟、侵害訴訟）

*各種の交錯

公法と私法の交錯

行政と司法の交錯

実体と手続の交錯

(3) 特許権について

・特許権の発生（特許査定＋設定登録）、消滅（無効審決の確定等）

・特許権の効力

・特許権の侵害－文言侵害（クレーム）と均等論

- ・ 特許権の侵害の救済－差止請求権、損害賠償請求権－この救済手続が特許権侵害訴訟（刑罰－特許権侵害罪－刑事訴訟）
- ・ 特許無効について－123条と104条の3－特許法最大の論点

4 職務発明について（特許法 35 条）

- ・ 職務発明と相当の対価
- ・ ドライな特許権侵害訴訟（・ 審決取消訴訟）とウェットな相当対価請求訴訟

5 不正競争防止法上の営業秘密としての保護

- ・ 営業秘密（2条6項）に関する不正競争行為（2条1項4～9号）
- ・ 差止請求権と損害賠償請求権
- ・ ただし、他者（平行発明者）が特許出願をすれば、特許権を取得されてしまうリスクあり（先願主義）。ただ、特許法 79 条の要件を充足していれば、先使用权（先使用による通常実施権）を取得することができ、実施を継続することはできる。

以 上